

次の業務について、提案競技に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年4月1日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和4年度静岡県立浜松技術専門校離職者等再就職支援事業公募型訓練業務委託（その1）

(2) 業務内容

離職者を対象とした公共職業訓練で次の訓練とする。

訓練番号	訓練科名	内容
1-1	障害者訓練（デュアル） ワークサポート科	一般企業での就業に必要な知識と技能、社会人として必要な職業観、基礎的なビジネスマナー等の習得を主とした訓練
1-2	障害者訓練（デュアル）介護科	介護職員初任者研修の内容、介護現場において必要となる知識や技能、ビジネスマナー等の習得を主とした訓練
1-3	オフィス・PC科	パソコン技能（Word・Excel・他）中級レベルの習得を主とした訓練
1-4	オフィス・Web（基礎）科	パソコン技能（Word・Excel・他）中級レベルとWeb ページ作成の基礎の習得を主とした訓練
1-5	簿記科	会計事務に係る技能の上級レベル（簿記2級他）の習得を主とした訓練
1-6	パソコン基礎科	シニア（おおむね55歳以上の方）を優先訓練対象者としたコースで、パソコン技能（Word・Excel・他）初級レベルの習得を主とした訓練
1-7	（多文化対応付き）医療事務科	医療事務及び外国人対応の習得を主とした訓練
1-8	介護福祉士実務者研修科	介護福祉士実務者研修課程の習得を主とした訓練
1-9	（定住外国人向け） 介護職員初任者研修科	定住外国人向けの、介護職員初任者研修課程の習得を主とした訓練
2-1	オフィス・PC（基礎）科	パソコン技能（Word・Excel・他）初級レベルの習得を主とした訓練
2-2	オフィス・簿記科	パソコン技能（Word・Excel・他）中級レベルの習得と簿記3級の資格取得を主とした訓練
2-3	オフィス・CAD科	パソコン技能（Word・Excel・他）中級レベルとCAD操作の習得を主とした訓練
2-4	（定住外国人向け）販売サービス科	定住外国人向けの、販売やサービス業に就職するための知識や技能の習得を主とした訓練

2 訓練実施期間

訓練番号	訓練科名	実施地域	科数	訓練期間
1-1	障害者訓練(デュアル)ワークサポート科	静岡県西部地区 ハローワーク管内	1	令和4年8月から令和5年3月17日までの間で3か月以上4か月以内
1-2	障害者訓練(デュアル)介護科	静岡県西部地区 ハローワーク管内	1	令和4年8月から令和5年3月17日までの間で3か月以上4か月以内
1-3	オフィス・PC科	磐田・掛川 ハローワーク管内	1	令和4年8月24日から令和4年10月21日までの2か月
1-4	オフィス・Web(基礎)科	静岡県西部地区 ハローワーク管内	1	令和4年8月4日から令和4年11月2日までの3か月
1-5	簿記科	浜松・浜北・細江 ハローワーク管内	1	令和4年8月9日から令和4年12月8日までの4か月
1-6	パソコン基礎科	浜松・浜北・細江 ハローワーク管内	1	令和4年7月29日から令和4年10月28日までの3か月
1-7	(多文化対応付き)医療事務科	浜松・浜北・細江 ハローワーク管内	1	令和4年7月28日から令和4年10月27日までの3か月
1-8	介護福祉士実務者研修科	静岡県西部地区 ハローワーク管内	1	令和4年9月6日から令和5年3月3日までの6か月
1-9	(定住外国人向け)介護職員初任者研修科	静岡県西部地区 ハローワーク管内	1	令和4年8月18日から令和4年12月16日までの4か月
2-1	オフィス・PC(基礎)科	静岡県西部地区 ハローワーク管内	1	令和4年9月21日から令和4年11月18日までの2か月
2-2	オフィス・簿記科	浜松・浜北・細江 ハローワーク管内	1	令和4年9月7日から令和4年12月6日までの3か月
2-3	オフィス・CAD科	浜松・浜北・細江 ハローワーク管内	1	令和4年9月27日から令和5年1月26日までの4か月
2-4	(定住外国人向け)販売サービス科	静岡県西部地区 ハローワーク管内	1	令和4年10月7日から令和5年1月6日までの3か月

備考 静岡県西部地区ハローワーク管内とは、浜松、浜北、細江、磐田、掛川ハローワーク管内とする。

3 参加資格

次の(1)から(9)までの全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所等を有していること。

(7) 最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) 企画提案競技参加申請書提出期限（訓練番号1-1から1-9は令和4年4月18日、訓練番号2-1から2-4は令和4年5月20日）に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の有効な受講証明書を有する者が在籍していること、又はISO29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）及びISO21001（教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引）を取得していること。

(9) その他訓練ごとに定める仕様書の要件に適合した者であること。

4 手続等

(1) 担当部署

〒435-0056 静岡県浜松市東区小池町2444-1

静岡県立浜松技術専門校訓練課社会人教育班

電話番号：053-462-5602 FAX番号：053-462-5604

E-mail：hamamatsutc_kyomu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和4年4月1日（金）から令和4年4月18日（月）まで

イ 配布場所

静岡県立浜松技術専門校ホームページ（<http://www.hamamatsu-tech.ac.jp/>）

(3) 説明会

次のとおり説明会を開催する。

ア 開催日 令和4年4月8日(金)

イ 時間 午後2時から午後4時まで

ウ 会場 静岡県立浜松技術専門学校(静岡県浜松市東区小池町2444-1)

エ 説明会参加申込み期限 令和4年4月6日(水)午後4時

(4) 提出書類

ア 提出書類 企画提案競技参加申請書、企画提案書、その他関係書類

イ 提出期限 訓練番号毎に次のとおりとする。

(ア) 令和4年4月18日(月)午後4時(訓練番号:1-1から1-9)

(イ) 令和4年5月20日(金)午後4時(訓練番号:2-1から2-4)

ウ 提出場所 上記(イ)に同じ

5 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は令和4年度静岡県立浜松技術専門学校離職者等再就職支援事業企画提案競技(その1)募集要項による。
- (3) 契約締結時に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(平成23年策定)を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の有効な受講証明書を有する者が在籍していること、又はISO29993(公式教育外の学習サービスーサービス要求事項)及びISO21001(教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引)を取得していること。
- (4) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出すること。
- (5) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。